

監査指導業務実施規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、地方本部組織運営規程第6条第3項に規定する監査指導業務に関する事項を定めることを目的とする。

(選任方法)

第 2 条 委員長および委員の資格条件は、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、別に定める基準により支部長が監査長の意見を聞き委嘱する。
- 3 委員は、別に定める基準により支部長が選任し、委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、改選は委員長と同時期とする。

(業務等)

第 3 条 監査指導業務は次のとおりとする。

- (1) アマチュア局による電波障害に関する調査等
 - (2) アマチュアバンド内の電波のモニター
 - (3) アマチュア無線に関する育成指導
 - (4) アマチュア局に対し電波により適正な運用を確保するための周知、注意および指導の業務を行う局（JARLガイダンス局と呼称する。）の運営および管理
 - (5) 前各号のほか電波利用秩序の維持に関し会長が必要と認めた業務
- 2 委員長は、当該支部の委員を統括しその業務を遂行する。
 - 3 委員は、第1項の業務を分担し別に定める要領に基づいてその業務を遂行する。

(会 議)

第 4 条 監査長は、地方本部長の承認を得て当該地方本部区域内の監査指導業務の円滑な遂行を図るため、監査指導委員長を召集し協議することができる。

- 2 監査指導委員長は、支部長の承認を得て当該支部内の監査指導業務の円滑な遂行を図るため、監査指導委員を召集し協議することができる。

(報 告)

第 5 条 地方本部長は、四半期ごとに業務の概要を会長に報告するものとする。

- 2 支部長は、四半期ごとに当該支部の業務の概要を監査長を経て地方本部長に報告する。
- 3 委員長は、その業務の概要を四半期ごとに支部長に報告する。
- 4 委員は、四半期ごとにその業務の概要を委員長に報告する。

(改 廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会で行うものとする。

付 則

この規程は、改正定款（第43回通常総会議決）が主務官庁において認可された日から施行する。平成13年7月2日認可

(別 表) 監査指導委員長および委員の資格条件

委員長および委員は次の条件を満たす者であること。

1. 現に引き続いて2年以上JARLの正員である者。
2. 満25歳以上の者。